

学会および論文発表における個人情報保護に関する指針

学会および論文発表は、保健・医療・福祉の進歩と発展に重要な役割を果たす一方で、個人情報を適切に保護することが重要であると考えています。そのため、学会および論文発表に際して、対象となった患者や研究協力者等（以下、対象者）が特定されたりしないよう十分配慮し、演者や執筆者は、対象者に対して、学会および論文発表の必要な範囲内でのみ利用されることを説明することが必要です。

本会では、以下の指針を定めています。

- 1 対象者の情報は、以下の個人を識別できる情報が含まれないよう消去するなど匿名化して、学会および論文発表の必要な範囲内でのみ利用する旨を対象者本人に説明し、利用します。
 - 氏名 生年月日 住所 イニシャル
 - 出身地 居住地 家族・家系に関する情報 人種 民族
 - 医療機関名 担当医師名 診療年月日 患者・入院等の ID 番号 発症日
 - 顔や身体の写真・映像 音声
 - レントゲン画像等の検査に付される番号
- 2 演者や執筆者は、あらかじめ学会および論文発表の前に、上記 1 の個人を識別できる情報が含まれていないか確認します。
- 3 もし上記 1 の個人を識別できる情報が含まれる場合は、対象者本人に対して、学会および論文発表の範囲内で対象者の個人情報が利用される旨を説明し、書面による同意を得るようにします。
- 4 上記 1 の個人を識別できる情報が含まれていない場合であっても、他の学会および論文発表の内容から、対象者が特定される可能性がある場合には、対象者本人に対して、学会および論文発表に際して、その可能性がある旨を説明し、書面による同意を得るようにします。
- 5 対象者が未成年者である場合には親権者、意識障害や精神障害、乳幼児などで本人の同意を得ることが困難な場合は保護者等の代諾者から同意を得るようにします。

2023 年 12 月 11 日

公益社団法人 日本義肢装具士協会